事前評価調書

I 事業概要									
事	事 業 名 交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)								
地	地区名 一般県道名古屋豊山稲沢線								
事	事業箇所 北名古屋市徳重地内								
_	業のあ らまし	で動しかこ	本路線は、名古屋市と稲沢市を結び、一般国道22号に接続する都市間幹線道路であり、北名古屋市ではこの路線が市の中心部を東西に貫いていることから、自動車の通過交通が多い。 しかし、当該区間は歩道が一部未整備となっており、歩行者等の安全確保の観点から早急に対策を講ずる必要がある。 こうした背景から、本事業は歩行者等の安全確保を目的として歩道を整備するものである。						
事	業目標	【達成(主要)目標】 ① 歩行者等の安全確保 【副次目標】(必要に応じて記載する) -							
車	* 弗		事業費		内訳				
事業費		0.5 億円 ■工事費 0.2 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 0.1 億円							
事業期間			採択予定年度 2022 年度 着工予定年度 2022 年度 完成予定年度 2023 年度						
・歩道設置 L=60m 事業内容 									
①事業の	1) 必要性						かないため、歩道:	整備の必要がある。	
必要	判定		Α				握されていない。		
性			【理由】 安全な歩行空間を確保するため、歩道設置が必要である						
②	1) 事業計画				2022	2023 1	合計		
				調査・設計			0.1		
			工種区分	│ │用地補償	←		0.2		
②事業の実効				工事	4		0.2		
の宝み			 事業	 :費(億円)	0.5	5	0.5		
性									
1	2) 地元の合 意形成		・地元から要望があり、事業の実施について地元の合意形成がなされている。						

A A: 事業計画の実効性が期待できる。

B: 事業計画の実効性が期待できない。

判定

【理由】

円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できる。

Ⅲ 対応方針

事業実施が妥 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

当である 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・歩行者等の通行に係る安全性の改善状況